

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人古材文化の会
評価者氏名（職名）	森川 宏剛（NPO 法人京都景観フォーラム専務理事）
評価対象期間（年度）	令和4年度（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める 事業に割く労力の割合※
事業名 建物調査業務、設計業務	40%
事業名 自主事業 勉強会等・住まいの学校・古材市	35%
事業名 京都市文化財マネージャー育成講座	25%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

コロナ禍の中で様々な制限がかかる状況にも関わらず、事業規模を拡大していることは、団体が目指している社会課題の解決方向と果たしている役割に対する評価、期待の現われだと捉えられる。

とりわけ、令和4年4月に奥田家分家の管理委託を受託し、同5月に事務所を移転したことを契機に、活動拠点が出来て活動環境が充実したことに加え、周辺地域との関係や山科区役所との連携など、団体を取り巻くネットワークも広がっている。

基盤の事業である文化財マネージャー育成講座についても、コロナ禍で中止せざるをえない状況もあったが、概ね通常の開催が出来るところまで復帰の見通しが持てる。

また、各部会、建物調査室の活動も広がりを見せている。徐々に活動に関わる人が増えてくるとともに、これまでの地道な活動の積み重ねが認められている結果と言えるのではないかな。

一方で、従来からも指摘されている「新しい支援者（特に若い世代）を獲得するために、広報強化をしてはどうか。」という提案に対しては、対応が十分ではない。新たに活動拠点となった奥田家分家及び史跡山科本願寺跡公園の活用についても、情報発信力は必要と考えられる。

まもなく団体は30年目を迎えるが、活動拠点を得て新しいステップに入ったと言えるこの機会をとらえて、自分たちの活動を見直し、その意義や成果について言語化を試み多様なメディアを活用した古材文化の会らしい情報発信のあり方を組み立てられたらよいと考える。

また、他団体との連携事業も進められているが、これをさらに進め、他のNPOや市民活動団体、企業などとの連携で社会課題の解決にあたっていく経験を重ねることが、複雑化する課題に対応できる力をつけることにつながるのではないかな。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性，組織体制の状況など

前述のように、広報強化などを行っていくためには、法人の事務局スタッフの労務費や管理費からの委託費などに充てられる資金の拡充と、あわせて若い担い手による事務局体制の拡充が必要であると考えます。

事業収入の拡大、会費・寄付金の拡大、事業の効率化など、収益構造をより改善する取組や、事務局スタッフの確保に向けた取り組みが必要ではないかな。

≪評価対象法人記入欄≫

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
従来からも指摘されている「新しい支援者（特に若い世代）を獲得するために、広報強化をしてはどうか。」という提案に対しては、対応が十分ではない。新たに活動拠点となった奥田家分家及び史跡山科本願寺跡公園の活用についても、情報発信力は必要と考えられる。 他の NPO や市民活動団体、企業などとの連携で社会課題の解決にあたっていく経験を重ねることが、複雑化する課題に対応できる力をつけることにつながるのではないかな。	新たに活動拠点となった奥田家分家及び史跡山科本願寺跡公園を活用して、歴史ある建物や庭の維持管理のワークショップを企画運営している。特に、奥田家分家の座敷を利用した生け花教室や講演会・勉強会を地域住民の方も参加出来る内容での企画運営に配慮する。 上記の取り組みに平行して、ホームページや SNS での情報発信に努力する。 活動の中で、地域の NPO や市民活動団体、企業などと連携して、より良い地域社会を目指すための取り組みを拡充する。
事業収入の拡大、会費・寄付金の拡大、事業の効率化など、収益構造をより改善する取組や、事務局スタッフの確保に向けた取り組みが必要ではないかな。	任意団体の古材バンクの会の設立から 30 周年が近づくなかで NPO 法人古材文化の会の活動や組織の担い手の交代が必要になっている。そのため、理事会の下に検討会を設置し、現在の古材文化の会の活動と組織を点検し、持続可能な次の段階の会の活動と組織についての提言を第 30 回総会までにまとめる。

備考（審査委員会のコメント）

法人設立以来、建築に関わる方が中心となり法人を運営してこられた。これまでの基盤をベースにしつつ、新たな会員や法人の活動を支える担い手として活躍していただける方をさらに集められ、法人の活動を継続させていくための基盤整備に今後も尽力されたい。

そのためには、法人運営を支える職員も必要であり、人件費として活用できる資金を増やしていくことが必要となるため、条例指定による寄附控除制度を活用しながら、寄附集めの取組をさらに進めていただきたい。